

令和5年度事業計画書

総務省統計局の人口推計によれば、令和4年9月15日現在のわが国の総人口は、前年に比べ82万人減少し、1億2,471万人となった。一方、65歳以上の高齢者人口は、6万人増加し、3,627万人と過去最多となり、総人口に占める割合も過去最高の29.1%を記録するなど、人口の高齢化はますます進行している。

そうした中、高年齢者雇用安定法の改正等、定年後も引き続き60歳代の者が就労できる環境整備が進み、同局の労働力調査（令和5年1月31日付け）によれば、令和4年の65歳以上の高齢者の就業者数は912万人、就業率は25.2%となった。こうした傾向は、これまで高齢者の働き方に大きな役割を占めていたシルバー人材センター（以下「センター」という。）にも大きな影響を与えており、会員の入会年齢や平均年齢は年々上昇している。

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）によると、全国のセンターの会員数は、コロナ禍の影響を受けた令和2年度から70万人を割り込み、令和4年度は、前年同月比5～6千人のマイナスで推移しているが、女性会員については、7月以降前年同月比で増加を続けており、下げ止まった感がある。

一方、愛知県内のセンターの会員数は、令和3年度に続き、令和4年度も、前年同月を上回って推移しており、コロナ禍前の令和元年度に迫る人数となっている。また、女性会員に限れば、既に令和元年度を上回っており、全体としても、ほぼコロナ禍前に回復したと考えられる。

公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）の第2次事業推進中期計画（以下「中期計画」という。）の目標である会員拡大については、令和4年度から国委託事業である高齢者活躍人材確保育成事業による広報を中心に取り組んでいるが、令和5年度の国委託予算は微増に留まっており、依然として限られた財源を有効に活用して事業を計画していかなければならない。

こうした中、各センターは、10月のインボイス制度（適格請求書等保存方式）施行に向けた確に対応するとともに、デジタル化の推進に取り組み、業務の効率化により経営基盤の強化を図る必要がある。

このため、連合会としては、全シ協や東海シルバー人材センター連絡協議会（以下「東シ協」という。）とも連携し、センターが抱える諸課題や各種相談に適切に対応するとともに、シルバー事業の更なる充実を図り、会員の拡大、就業機会の開拓・拡大に向け、以下に記す各事業を推進していくこととする。

1 シルバー人材センター事業

(1) 就業受注事業

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、各市町村単位に設置されたセンターを拠点として、定年退職後等の臨時的かつ短期的又はその他軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に当該就業の機会を確保し、提供する。

ア 就業機会の確保及び組織的提供事業

臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に当該就業の機会を広域的な見地から確保し、センターと連絡調整を図りながら組織的に提供する。

- ・入会希望者や地域高齢者からの問い合わせ対応
 - ・発注希望者等からの問い合わせ対応
 - ・センターの独自事業の調査研究
 - ・企業訪問
 - ・ハローワークとの連携
 - ・連絡会議の開催
- } 国委託事業（高齢者活躍人材確保育成事業）
を活用 等

イ 職業紹介事業の実施

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者に対し、職業紹介事業を実施する。

(ア) 職業紹介事業届出・実績等の統括管理

(イ) 法定事業報告の実施

ウ シルバー人材センター連合が行う労働者派遣事業（シルバー派遣事業）

高齢者に対し、より多様な就業機会を確保し、提供するため、連合会を実施主体（派遣元事業主）、各市町村センターを実施事業所（事務所）として労働者派遣事業（以下「シルバー派遣事業」という。）を実施する。

連合会は、各事務所の円滑な運営に資するための体制整備、支援を行う。

(ア) シルバー派遣事業運営委員会の開催（適宜）

(イ) シルバー派遣事業連絡会議の開催（2回＋必要に応じて）

(ウ) 顧問弁護士の設置

(エ) 顧問社会保険労務士の設置

(オ) 損害賠償責任保険の加入

(カ) 派遣労働会員の教育訓練の実施に対する支援

(キ) 「シルバー派遣事業運転業務安全就業基準」に係る交通安全講習の実施

(ク) 衛生管理者資格取得及び派遣元責任者講習受講に対する助成

(ケ) 事業及び会計の統括管理、法定事業報告の実施

(コ) 事務集中化の段階的实施（令和5年度に3事務所追加、全52事務所完了。）

エ 業務拡大への対応

業務拡大の適用を受けた地域においては、地域高齢者及び事業所等のニーズに応じて、事業を実施する。また、新たに業務拡大の適用を要望する地域があった場合には、県との調整を行う。

(2) 中期計画の推進

第2次事業推進中期計画について、「PDCAサイクル」による目標管理を徹底するため、中期計画推進委員会において計画の実施状況を確認する。また、令和5年度の役員改選に併せて、定時総会終了後、速やかに中期計画推進委員を選任する。

- ・中期計画推進委員会の開催（3回）

(3) 会員拡大事業

女性委員会の活動を中心として、中期計画の核である会員拡大に取り組む。また、第2期女性委員の令和5年6月の任期満了に伴い、定時総会終了後、速やかに第3期女性委員を選任する。

ア 女性委員会の活動促進

- (ア) 女性委員会の開催（3回）
- (イ) 女性委員会研修会

イ 会員増減の調査・分析

第2次事業推進中期計画の目標達成のための令和5年度の各センターの取組に関する調査を実施する。調査結果を分析し、資料にまとめてフィードバックする。

ウ 就業分野拡大の取組（国委託事業（高齢者活躍人材確保育成事業）を活用）

- ・企業訪問
- ・ハローワークとの連携 等

(4) 交流研修事業

シルバー人材センター事業の円滑な実施のため、センター役職員及び会員を対象とした各種研修会及び事業推進交流大会を開催して、資質の向上を図る。

ア 研修会等の開催

- (ア) トップセミナー（対象：センターの会長・事務局長）
- (イ) センター役員研修会（対象：センターの理事・監事）
- (ウ) 課題研修（2回＋必要に応じて）（対象：センターの担当職員）

イ 事業推進交流大会の開催

- (ア) 顕彰（県知事表彰、連合会長表彰）
- (イ) 事例発表
- (ウ) 公演

ウ ブロック主催の会長・事務局長会議（研修会）等への参加

エ 事務局職員の資質向上

- 他センター・連合会での現場研修の実施

(5) 安全・適正就業対策事業

シルバー人材センター事業の実施にあたっては、会員の安全かつ適正な就業が課題となっており、新型コロナウイルス感染防止を含む各センターの安全意識の向上、作業中の事故防止、就業形態の適正化等に資するため各種事業を行う。

令和5年度の重点取組「作業現場の事前確認による事故発生リスクの排除」

- ア 安全・適正就業委員会の開催（3回）
- イ 安全・適正就業パトロール指導員の配置
- ウ 安全・適正就業パトロールの実施
- エ 安全・適正就業意識の普及啓発
 - （ア）安全・適正就業推進員研修会の開催
 - （イ）安全・適正就業推進大会の開催
 - （ウ）「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」の周知徹底
- オ 安全就業推進強化キャンペーンの実施（3回）
 - 「除草」・「剪定」・「就業途上」の事故防止
- カ 安全・適正就業対策事業に関する情報の収集及び提供
- キ 活動拠点への各種支援事業の実施

（6）普及啓発事業

シルバー人材センター事業の理念、活動を地域住民並びに関係者に広く周知し、本事業への理解と協力、会員の確保を図るため、積極的な普及啓発を行う。

- ア ホームページ及び SNS の活用
- イ 関係行政機関及び企業団体等に対する就業機会の拡大要請
 - ・企業訪問
 - ・ハローワークとの連携
 - ・連絡会議の開催 } 国委託事業（高齢者活躍人材確保育成事業）を活用
- ウ シルバー普及啓発促進月間の取組
 - ・全シ協からの照会対応及び情報提供
- エ 周知広告物の作成
 - ・インボイス制度普及啓発事業の実施

（7）調査研究事業

シルバー人材センター事業発展のため調査研究を積極的に行い、そのデータを事業運営向上のための指標として活用する。

- ア シルバー人材センター事業実績統計等の分析
- イ 「令和5年度（令和4年度実績）事業概要」の作成・配布
- ウ 県外センター・連合の先進事例等の調査研究

（8）相談・支援・指導事業

入会希望者や地域住民、発注希望者等一般の方からの相談や、各センターからの事業運営に係る相談に随時対応する。特に、令和5年10月1日から開始されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）について助言等を行うとともに、新たな契約方式（包括的契約）について、情報提供等の支援に努める。また、以下の指導事業・支援等を実施する。

- ア 全シ協の指導事業実施要綱に基づくセンター指導

- イ 愛知労働局が実施する経理事務指導への立ち会い
- ウ ブロック毎に実施している職員研修等への参加・助言
- エ デジタル化の取組支援

(9) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

地域の実情に応じ、人手不足分野、現役世代を支える分野における職域（派遣、請負、職業紹介事業）での就業機会を開拓し、地域高齢者へ提供するために各センターが行う各種業務について、効果的な推進ができるよう国庫補助金の適切な執行等に係る助言提供等の側面的支援を行う。

(10) その他

その他、シルバー人材センター事業の効果的な実施に資するため、会議の開催及び関係機関等の連携を図る。

ア 事務局長会議（2回）

イ 関係行政機関（愛知労働局・愛知県）に対する要請活動

ウ 全シ協との連携

- (ア) 全国都道府県連合会長会議への参加
- (イ) 全国都道府県連合事務局長会議への参加
- (ウ) 各種研修会への参加及び関係者派遣
- (エ) シルボンス全国大会等への参加及び支援

エ 東シ協との連携

通常総会及び経験交流大会、理事会、企画調整会議、職員研修会への参加

オ センターが実施する周年記念事業等への参加

カ 関係行政機関等による監査・指導等の対応

キ 高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）費等補助金の交付

2 国委託事業（高齢者活躍人材確保育成事業）

労働力人口の減少等により、サービス業等での人手不足や、育児・介護等の現役世代を支える分野での担い手不足が問題となる中、当該分野での高齢者の就業を推進することは喫緊の課題である。

しかしながら、高齢者の中には退職後の就業に意欲的な者がいる一方で、経済的理由から働く必要がない等の理由から、必ずしも就業に意欲的でない者も多くみられる。また、地域の企業の中には、未だ高齢者の活用に積極的でない、又は興味はあるがどのように活用していいかわからない企業も存在する。

そのため、本事業により、シルバー人材センター（以下「センター」という。）の新規会員の増加等を通じ、高齢者の就業を推進していく。

<本事業の対象者>

- ・センターの会員でない高齢者（令和6年3月31日時点で満60歳以上の者）
- ・職種転換を希望するセンター会員若しくは昨年度1年間就業していないセンター会員

- ・企業等退職予定者（概ね令和6年3月31日時点で満55歳以上の者）及び企業等の人事担当者
- ・人手不足分野等での仕事の発注が見込まれる企業等

＜委託業務＞

① 高齢者・企業に対するセンターの周知・広報の実施

- ・総合パンフレット、チラシ、ポスター等の作成配布による周知・広報
- ・新聞等広報媒体による周知・広報
- ・愛知県、愛知労働局、経済団体等関係機関を通じての周知・広報
- ・説明会・セミナーの開催を通じての周知・広報
- ・関係機関が実施する就職説明会等のイベントを通じての周知・広報

② 高齢者・企業がセンターへの理解を深めるための就業体験の実施

センターの独自事業で行っている就業先、センターに発注経験のある企業の協力を得て実施。

③ センターでの就業に必要な技能講習の実施

講習修了後、すみやかに就労が可能な分野（剪定、草刈り、家事援助、介護補助）における講習を実施。

④ 連絡会議の開催

地域におけるセンターの更なる活用促進を目指すために、学識経験者、労使団体、地方公共団体及び労働局を構成員とする連絡会議を開催。

3 法人運営のための総会等会議の開催

当連合会の事業実施及び法人運営のため、総会及び理事会等を開催する。

(1) 定時総会の開催（年1回）

令和4年度事業報告及び収支決算等

(2) 会長会議の開催（年1回）

全シ協の都道府県連合会長会議の伝達・報告等

(3) 理事会の開催（年5回）

令和4年度事業報告・収支決算の作成、令和6年度事業計画・収支予算の作成及び令和5年度の事業活動の報告等

(4) 監事監査の実施（年1回）

業務及び会計に係る監査の実施

(5) 幹事会の開催（年4回）

令和4年度事業報告・収支決算の作成、令和6年度事業計画・収支予算の作成及び令和5年度の事業活動の報告等

(6) 連合会役員研修会の開催（年1回）

【参考】

令和5年度 業務執行計画表

行事名		開催月	開催内容	
会 議	連 合 会	定時総会	6月 決算、事業報告等	
		理事会（年5回）	5月	決算、事業報告等
			6月	代表理事・常務理事の選定
			8月	事業執行状況等
			12月	事業計画（素案）等
			3月	予算、事業計画、事業執行状況等
		監事監査	5月	決算、事業報告等
		幹事会（年4回）	5月	決算、事業報告等
	8月		事業執行状況等	
	12月		事業計画（素案）等	
	3月		予算、事業計画、事業執行状況等	
	会長会議	11月	都道府県連合会長会議の報告等	
	事務局長会議（年2回）	10・2月	事業計画（素案）、意見交換 全シ協事務局長会議報告 等	
	シルバー派遣事業連絡会議（年2回）	6・10月	派遣担当者の実務講習等	
全シ協	定時総会	6月 決算、事業報告等		
東 シ 協	通常総会	6月 決算、事業報告等		
	理事会（年3回）	6・12・3月 決算、事業報告、事業執行状況、 事業計画等		
	監事監査	4月 決算、事業報告等		
	企画調整会議（年3回）	5・11・2月 決算、事業報告、事業執行状況、 事業計画等		
	経験交流大会	6月 講演、経験発表等		
	職員研修会	7月 講演等		
委 員 会	中期計画推進委員会（年3回）	5・8・3月 中期計画の実施状況の確認等		
	女性委員会（年3回）	4・8・2月 女性会員拡大に係る取組等		
	安全・適正就業委員会（年3回）	5月	事業報告等	
		12月 3月	中間報告等 事業計画等	
シルバー派遣事業運営委員会	適宜	連合会が行う労働者派遣事業運営等		
研 修 会	安全・適正就業推進員研修会	4月	講義等	
	トップセミナー	11月	講演	
	連合会役員研修会	9月	視察等	
	センター役員研修会	7月	講演	
	女性委員会研修会	11月	講演、視察等	
	課題研修（年2回）	7・2月	担当職員実務研修等	
	シルバー派遣事業運転業務交通安全講習	9月	講習	
強 化 月 間 等	安全・適正就業強化月間	7月	安全・適正就業推進大会	
	普及啓発促進月間	10月	事業推進交流大会	
	シルバーの日（第3土曜日）		各センター独自の普及啓発活動	
	事故防止キャンペーン（年3回）	定期	除草・剪定・就業途上の事故防止	
	退会抑制・入会促進	2月～3月	県内センター一斉取組強化	

【参考】

令和5年度 年間行事予定表

月	日	曜	行 事 名	開催場所 状況に応じてオンライン (Zoom)を併用
4	14	金	東シ協監事監査	静岡労政会館
	25	火	第1回女性委員会	(名古屋市内)
	26	水	安全・適正就業推進員研修会	オンライン
5	12	金	東シ協第1回企画調整会議	(津市内)
	16	火	第1回幹事会 第1回安全・適正就業委員会	(名古屋市内)
	18	木	監事監査	東大手庁舎
	23	火	第1回中期計画推進委員会 第1回理事会	(名古屋市内)
6	9	金	(午前) 東シ協第1回理事会・通常総会 (午後) 経験交流大会	ウインクあいち・ オンライン併用
	16	金	第1回シルバー派遣事業連絡会議	オンライン
	20	火	定時総会、第2回理事会	ウインクあいち
	22	木	全シ協定時総会	(東京)
7	5	水	安全・適正就業推進大会	ウインクあいち
	20	木	課題研修 ① (センターの担当職員対象)	
	24	月	センター役員研修会 (旧名称: 新任役員研修会)	オンライン
	28	金	東シ協職員研修会	(名古屋市内)
8	8	火	第2回女性委員会	(名古屋市内)
	24	木	第2回幹事会	(名古屋市内)
	31	木	第2回中期計画推進委員会 第3回理事会	(名古屋市内)
9			シルバー派遣事業運転業務交通安全講習	(名古屋市内)
			連合会役員研修会	

月	日	曜	行 事 名	開催場所 状況に応じてオンライン（Zoom）を併用
10	17	火	事業推進交流大会	日本特殊陶業市民会館
	20	金	第2回シルバー派遣事業連絡会議	オンライン
	26	木	第1回事務局長会議	オンライン
11	17	金	東シ協第2回企画調整会議	
			会長会議・トップセミナー	(名古屋市内)
			女性委員会研修会	(名古屋市内)
12	1	金	東シ協第2回理事会	(名古屋市内)
	7	木	第3回幹事会 第2回安全・適正就業委員会	(名古屋市内)
	14	木	第4回理事会	(名古屋市内)
2	5	月	第2回事務局長会議	オンライン
	15	木	第3回女性委員会	(名古屋市内)
	16	金	東シ協第3回企画調整会議	(名古屋市内)
	21	水	課題研修 ② (センターの担当職員対象)	オンライン
3	1	金	東シ協第3回理事会	(名古屋市内)
	7	木	第4回幹事会 第3回安全・適正就業委員会	(名古屋市内)
	14	木	第3回中期計画推進委員会 第5回理事会	(名古屋市内)

【備考】 次の行事は、令和5年度になってから調整のうえ、開催日を決定。
場合によっては、開催月も変更になる場合あり。

- 9月・シルバー派遣事業運転業務交通安全講習
 - ・連合会役員研修会
- 11月・会長会議・トップセミナー
 - ・女性委員会研修会